

「健康おきなわ 21」推進協議会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 県は、「健康おきなわ 21」を推進し、長寿世界一復活へ向けて、県民が「健康・長寿沖縄」を維持継承するための施策の策定、推進方策等を検討するに当たり、この要綱の定めるところにより意見等を把握する。

(名称)

第 2 条 前条の規定に基づき、各種団体等の「健康おきなわ 21」推進に関する意見等を聴取するための会合は、「健康おきなわ 21」推進協議会（以下「協議会」という。）という。

2 協議会は、沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成 17 年 6 月 13 日付け沖縄県総務部長決定）に定める会合として運営する。

(意見聴取等事項)

第 3 条 県は協議会の構成員となる者から次に掲げる事項に関する意見、要望事項を聴取する。

- (1) 「健康おきなわ 21」の施策の策定及び推進方策に関すること。
- (2) 「健康おきなわ 21」の目標の評価に関すること。
- (3) 地域保健法第 4 条に基づく、「地域保健対策の推進に関する基本方針」第六の四に掲げる地域保健と職域（産業）保健の連携に関すること。
- (4) その他「健康おきなわ 21」を推進するために必要な事項に関すること。

(構成員)

第 4 条 協議会の構成員は、次に掲げる「健康おきなわ 21」推進に関係する団体のうちから推薦する者で、15 人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 地域保健関係者
- (3) 職域保健関係者
- (4) 学校保健関係者
- (5) 保険者
- (6) 学識経験者
- (7) その他「健康おきなわ 21」推進に必要と認められる者

(会合の開催等)

第5条 協議会の開催は、保健医療介護部長が通知する。

2 保健医療介護部長は、協議会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員に予め通知するものとする。

- (1) 協議会の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見を求める事項に参考となる事項

(議事進行)

第6条 協議会の議事進行は、保健医療介護部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健医療介護部長は、協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を行わせることができる。

(庶務)

第7条 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、保健医療介護部健康長寿課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 「健康おきなわ2010推進検討委員会設置要綱」は廃止する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成27年1月5日から施行する。
- 6 この要綱は、令和7年2月17日から施行する。